防災庁の設置に伴う防災庁令、告示等の制定及び改正に関する
御意見募集（パブリックコメント）の結果について

令 和 ８ 年 １１ 月 ２ 日
防災庁統括官（総合政策担当）付
参 事 官 （ 政 策 調 整 担 当 ） 付

防災庁の設置に伴う防災庁令、告示等の制定及び改正について、令和８年９月 14 日から 10 月 13 日までの間、電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載することを通じて、広く国民の皆様から御意見を募集したところ、４件の御意見をいただきました。

お寄せ頂いた御意見の概要と、当該御意見に対する考え方については、以下のとおりです。なお、取りまとめの都合上、お寄せ頂いた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しております。

御意見をお寄せいただいた方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見	御意見に対する考え方
1	防災庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する防災庁令（仮称）案は、防災庁所管物品を適切に貸し付け、又は譲与するために必要と考えます。一方、防災庁所管の物品に災害時に使用される物品が含まれる際には、多数の利用希望や迅速な配分の必要が生じる可能性があり、一部主体による占有・転貸・目的外使用・返納遅延等により、必要な管理や配分が妨げられるおそれがあると考えます。事後的な是正だけに頼らず、貸付や譲与前の段階で配分や管理の基本的考え方を確認できるようにすべきであり、基本的な考え方を公表資料から確認できるようにすることを求めます。	無償貸付の対象は防災庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する防災庁令（令和８年防災庁令第４号。以下この欄において「令」といいます。）第２条各号に、貸付期間は令第３条に、貸付物品の転貸及び目的外使用の禁止は令第４条第１項第５号及び第６号に、貸付物品の返納遅延の禁止は同項第８号に、貸付物品の費用負担は同項第１号、第４号等に、貸付物品の返納条件については同項第９号等に規定するとおりです。いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
2	防災庁の所管する手続は災害時に利用される可能性が高く、電子申請が困難な事態で用いられる可能性が想定されるため、防災庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（仮称）案並びに関連告示案において、災害時の通信障害等を想定した業務継続性の確保、電子申請が困難な場合の書面その他の代替手段、被災者の利用に配慮した内容、現場対応を止めないための役割分担の明記を求めます。	いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。 なお、関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 16 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第１号）及び防災庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和８年防災庁令第３号）並びにこれらに基づく各告示は、防災庁が所管する手続を情報通信技術を利用する方法によ

		り行うことを可能とするための法令であり、書面による手続を否定するものではなく、防災庁の体制を規定するものではございません。
3	防災庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する防災庁令（仮称）案について、総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令第５条第１号と、厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第５条第１号には、貸付けの性質により借受人に費用を負担させることが適当でない場合の例外規定が設けられていることも踏まえ、同様の趣旨を明確化いただきたいです。また、その取扱いが同令において明確化される場合には、運用を具体的にしていただくとともに、過度に硬直化したものとならないようしていただくなど、配慮をお願いします。	物品の無償貸付及び譲与に関する防災庁令第４条第１項第１号は、総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第８号）第５条第１項第１号や厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（平成 12 年厚生省・労働省令第８号）第５条第１項第１号と同様の規定となっております。いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
4	防災庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する防災庁令（仮称）案では貸付期間が「原則一年以内」とされておりますが、学齢期児童の学習に必要とする物品につきましては、義務教育が終わるまで切れ目なく利用できるよう取り扱いをご検討いただければ幸いです。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。なお、物品の無償貸付及び譲与に関する防災庁令第３条により、特に必要と認められる場合には貸付期間を１年超に設定することは可能とされています。

※上記のほか、本意見募集とは直接関係のない御意見５件を頂きました。

別紙

今般制定した命令などの題名及び根拠法令

防災庁令

題名	根拠法令
防災庁組織規則（令和８年防災庁令第１号）	防災庁設置法（令和８年法律第 61 号）及び防災庁組織令（令和８年政令第 304 号）
防災庁聴聞手続規則（令和８年防災庁令第２号）	行政手続法（平成５年法律第 88 号）第３章第２節
防災庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和８年防災庁令第３号）	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第６条第１項及び第４項から第６項まで、第７条第１項、第４項及び第５項、第８条第１項並びに第９条第１項及び第３項
防災庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する防災庁令（令和８年防災庁令第４号）	物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和 22 年法律第 229 号）第５条第１項
防災庁の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する防災庁令（令和８年防災庁令第５号）	不動産登記令（平成 16 年政令第 379 号）第７条第２並びに船舶登記令（平成 17 年政令第 11 号）第 13 条第２項及び第 27 条第２項

共同命令

題名	根拠法令
関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和８年内閣官房令・内閣府令・カジノ管理委員会規則・デジタル庁令・防災庁令・総務省令・法務省令・外務省令・財務省令・文部科学省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令・環境省令・原子力規制委員会規則・防衛省令第１号）	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律
東日本大震災復興特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令（令和８年内閣府・デジタル庁・防災庁・復興庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第１号）	特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）及び特別会計に関する法律施行令（平成 19 年政令第 124 号）

防災庁告示

題名	根拠法令
防災庁の保有する個人情報の保護に係る権限又は事務を委任する件（令和８年防災庁告示第１号）	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 126 条及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成 15 年政令第 507 号)第 32 条第１項
防災庁の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任する件（令和８年防災庁告示第２号）	行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 17 条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成 12 年政令第 41 号）第 15 条第１項
防災庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示（令和８年防災庁告示第３号）	防災庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則
防災庁が関係行政機関として所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示（令和８年防災庁告示第４号）	関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 16 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第１号）第３条、第４条、第５条第２項及び第３項ただし書、第８条並びに第９条ただし書